

## 第5節 安全衛生管理

### 1. 5. 1 一般

- 1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針」（建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日）（以下、「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考にして、常に補修工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、補修工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

### 1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者

- 1 受注者は、1.1.16に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。
- 2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。
  - (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - (2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
  - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
  - (5) 毎月1回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの**確認**をすること。
  - (6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を**指示**すること。
  - (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。
  - (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。
- 3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。
  - (1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処

置し、その結果を記載した安全衛生管理に関する「処置報告書」を作成し、監督職員に**報告**しなければならない。

- (2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、**報告**するとともに関係機関に連絡しなければならない。
- 4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。

なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。

- (1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。
- (2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が**請求**した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に**提示**すること。**提示**のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の**承諾**を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。
- 5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。

なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときあつては、他の技術者と兼務できない。

- 6 受注者は、当社の他工事と同一現場において混在して施工をする場合は、他工事の請負者と**協議**の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生責任者を選定し、監督職員に**通知**しなければならない。
- 7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

### 1. 5. 3 落下対策

受注者は、施工中において構造体、仕上げ材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように仮設、養生に充分配慮しなければならない。

### 1. 5. 4 災害及び事故報告

- 1 受注者は、補修工事の施工中若しくは補修工事の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し、**指示**を受けなければならない

い。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により**提出**しなければならない。

- (1) 補修契約書第 27 条第 1 項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に**提出**するものとする。
  - (2) 前号以外の災害及び事故については、総括監督員又は主任監督員に**提出**するものとする。
- 2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かなければならない。

### 1. 5. 5 補修工事現場

- 1 受注者は、補修工事現場に補修工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。
- 2 受注者は、必要に応じて補修工事現場に補修工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。
- 3 受注者は、首都高速道路上において補修工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の**指示**に従うこと。
- 4 受注者は、補修工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 5 受注者は、補修工事現場において交通誘導警備業務を行う必要がある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を 1 名以上配置することにより、事故の発生を警戒及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。

### 1. 5. 6 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を**提出**しなければならない。

- 3 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。ただし、軽微なものを野焼きする場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の**承諾**を得て処理するものとする。
- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- 7 受注者は、補修工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を補修工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。

#### 1. 5. 7 地下埋設物

- 1 受注者は、補修工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考に、「**施工指示書**」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の**立会**の下に、試掘等によって**確認**しなければならない。
- 2 受注者は、埋設物に接近して補修工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と補修工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の**立会**の有無、緊急時の連絡方法等を**協議**の上、**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、補修工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、補修工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
- 4 受注者は、補修工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物の管理者と**協議**し、万全の措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。

#### 1. 5. 8 防災対策

受注者は、補修工事の施工にあたり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。

### 1. 5. 9 地震防災及び震災対策

#### 1 防災対策

受注者は、補修工事の施工にあたり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。

- (1) 地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。
  - (2) 地震が発生したときは、当社制定の「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検又は詳細点検を行うとともに、その結果を**報告**しなければならない。
- 2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに補修工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。

- (1) 補修工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。
- (2) 現場での労力及び機材の確保に努めること。

#### 3 震災対策

受注者は、地震の発生により被害が**確認**された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。

- (1) 被害が**確認**された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- (2) 重大な被害が**確認**された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに**報告**しなければならない。
- (3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その**指示**に従わなければならない。
- (4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。
- (5) 災害復旧にあたっては、監督職員の**指示**に従い、速やかに「災害復旧計画書」を**提出**するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。

### 1. 5. 10 仮設備の管理

受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。

### 1. 5. 11 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の

- 落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第 26 条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、補修工事車両による土砂等、補修工事用資材及び機械などの輸送を伴う補修工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
  - 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る補修工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
  - 4 受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
  - 5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を**提出**しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
  - 6 受注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
  - 7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
  - 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により補修作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
  - 9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、**設計図書**及び監督職員の**指示**に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。
  - 10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道

路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の**指示**に従わなければならない。

- 11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が**設計図書**に明記されていない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 12 補修工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

### 1. 5. 12 安全・訓練等の実施

- 1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
  - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - (2) 当該補修工事内容等の周知徹底
  - (3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底
  - (4) 当該補修工事における現場組織図及び緊急時の体制の**確認**
  - (5) 当該補修工事における災害対策訓練
  - (6) 当該補修工事現場で予想される事故対策
  - (7) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 受注者は、当該補修工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、**報告**しなければならない。

### 1. 5. 13 交通事故発生時等の協力業務

補修工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる通報
- (2) 発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除